

京都市立小学校条例の一部を改正する条例(平成30年6月11日京都市条例第18号)

(総合教育センター学校統合推進室計画課)

京都市立楽只小学校を京都市立紫野小学校に統合することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 18 号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立楽只小学校 | 京都市北区紫野西舟岡町2番地

」

を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(総合教育センター学校統合推進室計画課)